

答弁書第一〇三号

内閣参質一九三第一〇三号

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員古賀之士君提出消防救急無線の広域化・共同化の整備状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員古賀之士君提出消防救急無線の広域化・共同化の整備状況に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、各都道府県からの聞き取りによれば、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、三重県、和歌山県及び福岡県においては各地区の消防指令センターを経由せずに、その他の道府県及び東京都（島しょ部に限る。）においては各地区の消防指令センターを経由して、共通波の回線を都道府県庁等の施設に集約していると聞いている。これらのうち、山形県、福島県、茨城県、山梨県、岐阜県、静岡県、兵庫県、熊本県及び宮崎県においては、県内の一部の地区については集約が行われていないと聞いている。

また、いずれの都道府県においても、共通波の回線の集約先である都道府県庁等の施設がその機能を失った場合における代替施設が用意されていると聞いている。

三について

お尋ねの「複数の都道府県で共通波の回線を使用している」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、共通波の回線が電話網、衛星通信網等の他の通信網に接続されている地区においては、当

該他の通信網を介することにより、他の都道府県等との連絡が可能となっている場合があると承知している。

四について

お尋ねの「全国における消防救急無線の広域化・共同化の整備状況」については、これまで特に周知していないが、今後検討してまいりたい。